

5分で読める

ちょっと役に立つ

平成25年度税制改正大綱

『贈与編』

贈与税の税率、相続時精算課税制度

自民党・公明党の平成25年度税制大綱の贈与税に関する改正内容を現行と比較してみました。

平成25年 3月

贈与税の見直し



贈与税の見直し内容を教えてください。



贈与税について確認しておきましょう。

贈与税は、1年間にもらった財産の合計額から、基礎控除額110万円を差し引きます。その残額に税率を掛けて計算します。

もらった 財産	基礎控除額 (110万円)	× 税率(※) =	贈与税額
	残額		

上記※印の贈与税の税率が、現行の一つの税率から

①直系尊属の親、祖父母から20歳以上の子、孫が贈与を受けた場合の贈与税の軽減税率

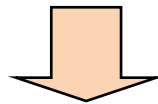
②それ以外の税率

の二つになります。

施行されるのは平成27年1月1日以降からです。

贈与税の税率 その1

現 行		
贈与税速算表		
基礎控除後の課税価格	税率	速算控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円



改正後		
20歳以上の子、孫に贈与の場合		
贈与税速算表		
基礎控除後の課税価格	税率	速算控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

1,500万円贈与した場合の贈与税は

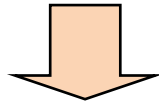
現 行：(1,500万円－110万円)×50%－225万円＝470万円

改正後：(1,500万円－110万円)×40%－190万円＝366万円

と、20歳以上の子、孫に贈与すると贈与税は軽減します。

贈与税の税率 その2

現 行		
贈与税速算表		
基礎控除後の課税価格	税率	速算控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円



改正後		
通常の場合		
贈与税速算表		
基礎控除後の課税価格	税率	速算控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1500万円以下	45%	175万円
3000万円以下	50%	250万円
3000万円超	55%	400万円

1,500万円贈与した場合の贈与税は

現 行：(1,500万円－110万円)×50%－225万円＝470万円

改正後：(1,500万円－110万円)×45%－175万円＝450.5万円

と、贈与税は軽減します。

1,000万円以下は現行と税率は同じなので1,000万円超の贈与から軽減できます。

相続時精算課税制度の見直し



相続時精算課税制度の見直し内容を教えてください。



見直し内容については7頁に記します。まず、相続時精算課税制度について現行の内容について確認しておきましょう。

- ・相続時精算課税制度とは、親が子に生前贈与を行った場合に、贈与ではなく相続の前倒しとしてくれる制度です。

以下が相続時精算課税制度の現行の内容です。

現行	
相続時精算課税制度	
贈与する人	65歳以上の親
贈与される人	20歳以上の子供
控除額	特別控除額 2,500万円
税額計算	(贈与財産 - 2,500万円) × 20%
その他	<p>贈与した親が亡くなったら相続時精算課税制度を利用した贈与財産を相続財産に合算して相続税を計算します。</p> <p>贈与をする人ごとに2,500万円の特別控除額があります。</p>

相続時精算課税制度の税額計算

相続時精算課税制度の贈与税額の計算式は以下の通りです。
特別控除額が2,500万円あることが特徴です。

もらった 財産	特別控除 (2,500万円)
	残額

× 20% = **贈与税額**



特別控除額2,500万円は一度しか使えないのですか？



特別控除額の2,500万円は限度枠です。

●平成25年に相続時精算課税制度で2,500万円を贈与し、特別控除額を2,000万円使いました。

・贈与税額計算は

$$(2,500万円 - 2,000万円) \times 20\% = 100万円$$

特別控除額の残額は500万円です。

●平成26年に相続時精算課税制度で1,000万円を贈与し、特別控除額を500万円使いました。

・贈与税額計算は

$$(1,000万円 - 500万円) \times 20\% = 100万円$$

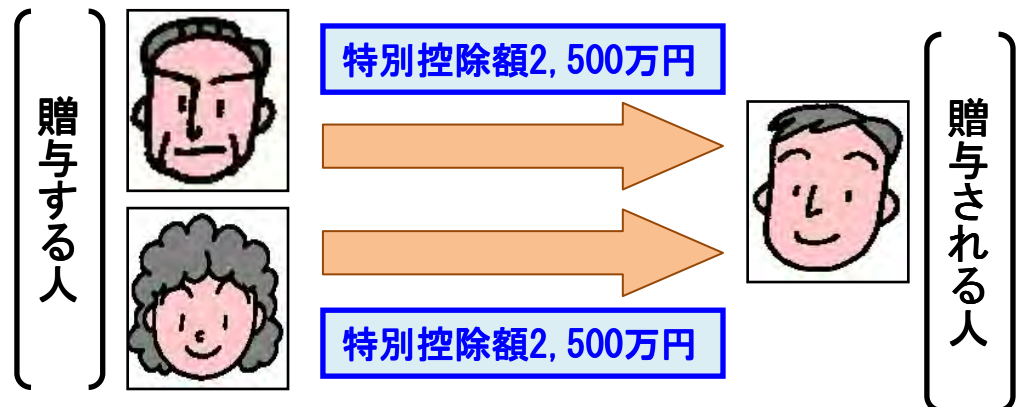
これで特別控除額2,500万円を使いきったことになります。



相続時精算課税制度の贈与をする人ごとに特別控除額を使えるのですか？



贈与をする人ごとに特別控除額2,500万円を使えます。下記の父と母からの贈与の場合は5,000万円まで贈与税がかかりません。



改正後の相続時精算課税制度の改正は赤字の部分です。施行されるのは平成27年1月1日以降からです。

改正後	
相続時精算課税制度	
贈与する人	60歳以上の親
贈与される人	20歳以上の子供 20歳以上の孫
控除額	特別控除額 2,500万円
税額計算	$(\text{贈与財産} - 2,500\text{万円}) \times 20\%$
その他	贈与した親が亡くなったら相続時精算課税制度を利用した贈与財産を相続財産に合算して相続税を計算します。 贈与をする人ごとに2,500万円の特別控除額があります。

